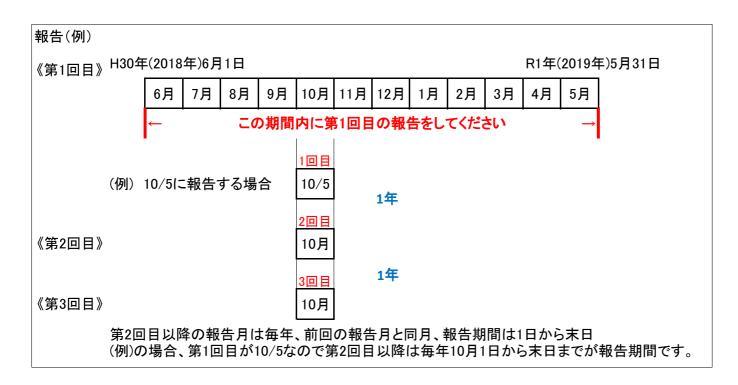
## 定期報告(防火設備)の報告サイクル

## (1)所有または管理する建物が、平成28年(2016年)5月31日以前から存するもの又は検査済証の 交付日が平成29年(2017年)5月31日以前の場合

(ア) 第1回目の定期報告 平成30年(2018年)6月1日から令和元年(2019年)5月31日まで

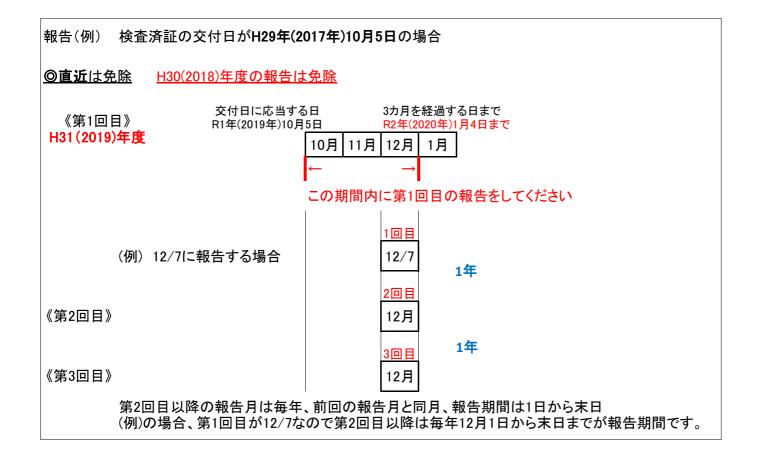
(イ) 第2回目以降の定期報告 毎年、前回の定期報告の属する月の1日から末日まで



## (2)所有または管理する建物の検査済証の交付日が平成29年(2017年)6月1日以後の場合

(ア)第1回目の定期報告 令和元年(2019年)6月1日以後、交付日に応当する日から3カ月を経過する日まで

(イ) 第2回目以降の定期報告 毎年、前回の定期報告の属する月の1日から末日まで



## (3)検査から報告までのタイミング

定期報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、提出する日の前3カ月以内に検査し、作成したものでなければならない。